

1 ご請求金額の計算方法について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料調整額とは：電気を作るために必要な燃料（原油・LNG（液体天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は[こちら](#)からご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[こちら](#)からご確認ください。

<計算方法>

$$\text{電気料金} = \text{基本料金（税込）} + \text{電気料金単価（税込）} \times \text{使用電力} \pm \text{燃料調整単価（税込）} \times \text{使用電力量} - \text{ご請求書電子化割引額（税込）} \\ + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）} \times \text{電気使用量}$$

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が0キロワットの場合）の基本料金は、半額となります。

- (2) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月間とし、その間の使用電力量に基づき計算した金額を請求させていただきます。（新規のご契約時等で、やむをえず検針日に検針が行われなかった場合には、翌月まとめて請求させていただくことがあります）。また、お引越し等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、日割計算を行います。

2 契約電流・容量・電力について

お申込みいただいた契約電流、契約主開閉器、契約負荷設備の内容をもとに、RenoLabo でんき需給約款にもとづき算定した容量といたします。

3 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数60ヘルツ（一部地域は50ヘルツ）といたします。

4 お支払い方法について

料金については毎月、金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

・クレジットカード支払 ・口座振替支払

※クレジット支払、口座振替支払をご希望されないお客様は、お振込みとなります。

※クレジット支払、口座振替支払をご希望のお客様で、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合、振込でのお支払いに変更させていただくことがあります。その場合、振込手数料はお客様のご負担にてご入金の際よりお願い申し上げます。

ご請求書（兼ご利用明細書）は原則初回お振替時のみ郵送させていただきます。翌月以降の電気料金につきましてはポータルサイトにてご確認くださいませ。ご請求書の電子化により、毎月55円の割引をさせていただきます。

5 使用電力量の算定方法について

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客様の供給地点に係る分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。なお、電力量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (2) 計測器の故障などによって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまとの協議によって定めます。

6 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
- ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ウ その他 RenoLabo でんき需給約款に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、需給契約を解約することがあります。

7 需要場所への立入りによる業務の実施について

当社または一般送配電事業者（当社または一般送配電事業者が委託した業者を含みます）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施行、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地

または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾させていただきます。

8 治安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
- ア 引き込み線計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般配電電磁評者の供給設備に及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は(1)に準じて、適当な処置をいたします。

9 その他

上記に記載のない事項については、供給条件説明書、電気料金メニュー約款、RenoLabo でんき需給約款によります。なお、供給条件説明書、電気料金メニュー約款、RenoLabo でんき需給約款は[こちら](#)からご確認いただけます。託送約款等については、一般送配電事業者のホームページからご確認ください。

株式会社 RenoLabo

所在地：愛知県江南市古知野町牧森 216 番地 1

登録番号：A0711

お問い合わせ電話番号：0587 (74) 6605

当社ホームページ URL <https://www.renolabo-denki.com/>